

## 仕様書

本仕様書は、那覇市役所本庁舎の非常用発電機電源装置（直流電源装置・無停電電源装置・発電機始動用）に係る蓄電池および部品取替修繕（以下「修繕」という。）の仕様について定めたものである。

### 1. 修繕内容

- (1) 件名：那覇市役所本庁舎非常用発電機電源装置蓄電池・部品取替修繕
- (2) 履行場所：那覇市役所本庁舎（那覇市泉崎1丁目1番1号）
- (3) 履行期間：契約の日から令和9年3月15日まで
- (4) 修繕内容：非常用発電機直流電源装置・無停電電源装置・発電機始動用蓄電池・部品取替修繕

#### ア. 直流電源装置

- ・蓄電池 54個（SNS-500） ※別紙1 図面参照
  - ・部品一式取替（G S ユアサ製） ※別紙2 部品表参照
- ※蓄電池取替後は蓄電池寿命タイマーがある場合はリセットを行うこと。

#### イ. 無停電電源装置

- ・TD1 AGS-4EA-1-8 変換器（G S ユアサ製）
- ※取替は無停電電源装置停止時に行うものとする。

#### ウ. 発電機始動用

- ・蓄電池 12個（SNS-300）

### 2. 一般事項

- (1) 本修繕に使用する資材のうち沖縄県内で生産、製造され、かつ規格、品質、価格が適正である場合はこれを優先して使用する。
- (2) 本修繕に使用する機器及び資材等は、本仕様書によるものとし、全て本仕様書に記載されている物と同等品、もしくは同等品以上とする。
- (3) 本修繕に使用する機器及び資材等はすべて新品とし、あらかじめ発注者の承諾をうけて使用する。各項目において電気設備技術基準、内線規程（電気技術調査委員会編）、電気用品安全法、J I S（日本工業規格）、J

E C（電気学会電気規格調査会標準規格）、J E M（日本電機工業会規格）その他関係法規に違背しないよう完全に施工すること。適用する順序、方法等については特に明記がない限り市の担当者の指示に従わなければならない。

- (4) 撤去した蓄電池は、広域認定リサイクルにより処分すること。
- (5) 本修繕の施工に際して、必要がある場合は、施工図を提出し発注者の承諾を得て施工にあたること。
- (6) 廃棄物や副産物がある場合は写真撮影後、産業廃棄物処理場に搬入して適切に処理すること。
- (7) 修繕は、原則、土曜日、日曜日又は祝日とする。ただし、やむを得ない事情が発生した場合には双方協議の上で、日程を確定させ、施工にあたること。

### 3. 施工管理について

- (1) 受注者は、現場代理人及び主任技術者を定め、その氏名その他必要な事項を発注者に通知しなければならない。変更したときも同様とする。現場代理人及び主任技術者は専任を求めない。
- (2) 現場代理人は、作業時において現場に常駐で配置すること。
- (3) 主任技術者は1級または2級電気施工管理技士、第一種または第二種電気工事士（免状交付後実務経験3年を有するもの）のいずれかの資格を有する者とし、技術上の管理を行う。
  - (1) 本修繕を行う作業員は「蓄電池設備整備資格者」の免状を有する者を1人以上選任すること。
  - (4) 現場代理人と主任技術者は兼ねることができるものとする。
  - (5) 敷地内に立ち入る際は、現場代理人は腕章を装着し、名札を携帯し求めに応じて提示すること。

### 4. 安全管理

- (1) 本修繕の施工にあたっては、発注者と十分に調整すること。また、庁内利用者・職員の安全には十分注意すること。
- (2) 現場調査、施工の際は、施設管理者、庁内利用者等とのトラブルがないよう十分配慮し、保守点検が容易なように施工すること。なお、工作物等に損害を与えた場合は受注者が責任をもって処理すること。

## 5. 法令遵守

- (1) 本仕様書によるほか、労働基準法、労働安全衛生法及び電気事業法等、関係諸法規に従い、安全確保の上、業務を実施すること。
- (2) 施工に当たっては、法令に基づき適切な資格保有者が作業を実施すること。
- (3) 本仕様に記載されてない事項は、すべて国土交通省大臣官房官庁営繕部監修の電気設備工事共通仕様書（最新版）、電気設備工事標準図（最新版）、その他関係法令等に基づき、安全確実に施工するものとする。

## 6. 負担区分

- (1) 本修繕に関わる官公庁、その他のものに対する諸手続きは、すべて受注者の負担とする。
- (2) 本修繕の完成ならびに諸法規上当然必要と認められるものは、明記なき事項でも受注者が責任を持って施工し、その費用も負担する。

## 7. 提出書類

書類名称	提出時期
着手届（指定様式有）	契約締結後 7 日以内
現場代理人等届（指定様式有）	契約締結後 7 日以内
工程表（任意の様式）	契約締結後 14 日以内
使用材料承諾願 （指定様式有、製品詳細図等含む）	使用の 15 日前まで （製品発注 15 日前）
再委託通知書（指定様式有）※	必要に応じて
完了届（指定様式有）	完了時
作業報告書（任意の様式） ①試験成績書 ②機器材料工場試験成績書 ③機器等取扱説明書 ④修繕写真 ・施工前、各工程毎の施工中、完成） ・使用資材（規格、寸法、数量等が確認できること）	完了時

<ul style="list-style-type: none"> <li>・試験状況</li> <li>・廃棄物や副産物の搬出状況</li> </ul> ⑤マニフェスト（リサイクル管理票）A票写し	
請求書（任意の様式）	検査合格後速やかに
その他発注者が指示するもの	発注者が指定する時まで

※業務委託の一部を下請負させる場合は、再委託通知書に必要書類を添付して提出すること。

#### 8. 業務報告

受注者は業務終了後、すみやかに報告書を提出し、発注者の承認を得ることとする。

#### 9. その他

本仕様書に明記されていない事項、または本仕様書により難しい場合が生じたときは、発注者と協議し決定するものとする。